平成２２年（フ）第３４１号
千葉市若葉区千城台北２丁目19番２棟202号
破産者　中島　輝吉
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３５５号
川崎市川崎区田町３丁目15番５号
破産者　株式会社ＳＡＴ
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３５６号
千葉県船橋市藤原３丁目26番21号　ルメール藤原Ｉ番館201号
破産者　中野　誠司
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７６号
横浜市泉区和泉町4573番地
破産者　有限会社プラスワンやまかわ
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成１７年（フ）第１０１２４号
大阪市中央区日本橋１丁目４番４―101号、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区東心斎橋２丁目１番４号
破産者　株式会社タツミ
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４１号
大阪府岸和田市三田町578番地の３
破産者　株式会社児丸工業
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１２１９号
大阪府泉大津市宮町11番24―401号
破産者　桶谷工業株式会社
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２０６号
大阪府泉佐野市南泉ケ丘２丁目２番12号
破産者　有限会社光基建設工業
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２３９号
大阪府阪南市自然田625番地の８
破産者　株式会社葡萄屋
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２６４号
大阪府貝塚市石才553番地の２
破産者　株式会社アトリエオプレ
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４５２号
神戸市北区南五葉１丁目２番18―207号
破産者　有限会社源建設工業
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８５号
東京都日野市旭が丘４丁目７番地の５シティハイツ日野旭が丘２―211
破産者　吉原　町子
1　決定年月日　平成22年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３５号
神奈川県横須賀市浦賀町５丁目９番地
破産者　有限会社藤井フーズアンドベッツ
1　決定年月日　平成22年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２０年（フ）第１５７号
神奈川県平塚市御殿４丁目８番８号601
破産者　有限会社カネイチ
1　決定年月日　平成22年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５号
三重県松阪市平成町63番地15
破産者　中村　博明
1　決定年月日　平成22年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第１０３号
三重県度会郡南伊勢町田曽浦3493番地
破産者　有限会社正洋水産
1　決定年月日　平成22年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第７６９号
大津市野郷原２丁目６番24号
破産者　湖南興業株式会社（旧商号ガーデン・フィールズ株式会社）
1　決定年月日　平成22年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１２５９号
京都市下京区新町通五条上ル材木町130番地
破産者　株式会社寿苑
1　決定年月日　平成22年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第７１６号
岡山市北区国体町１番５号
破産者　有限会社パインスプリングス
1　決定年月日　平成22年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６１号
熊本県阿蘇郡小国町下城3362番地
破産者　合資会社まるせんストアー
1　決定年月日　平成22年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１５２号
鹿児島県志布志市志布志町安楽2277番地２
破産者　株式会社東亜相互設備
1　決定年月日　平成22年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係